

る前に、日程第九を先議したいと思ひます。かゝる二れに、ご異議ありませうか。

「異議なし」と呼ばれり

一議長（石川信義君） ご異議なしと認り、さう決定いたした。

一議長（石川信義君） 日程第九夏季手当に關する陳情書、陳情

第三号も議題に供します。局長をして陳情書の朗読を以てさせます。

（町田議會事務局長朗読） 省略

一議長（石川信義君） 本件に對する理事者の考へ方を伺います。

一町長（瀬古清蔵君） ただし朗読がありましたが、陳情書が

矢野労働者から提出されたわけですが、毎年一つの行革の
ように夏季手当並み、年末手当について、常に労働者側か
ら陳情書を受けつゝあるわけですが、この陳情書に、要求

に對しては、その角度から、比較検討して参つたわけ
ですが、即要求したというよりは、なかなか困難なこ
とだと思ひます。一日一生懸命町の道路の補修等、町のため
に働いても、その上、まき草だけのことはしたいと思へ
てありますけれども、もう一歩検討をし、しかる後、決定し
ただきたいと思へておられるわけですが、どうの担当
の建設委員会に、付託したとして、委員会の意見が十分
に聞いて決定したいと思へておられるわけですが、議員諸
氏におかれましては、そのうち意見等も、おありだと思ひ
ますし、又お聞かせいただき、本問題に、喜ばれたいと思へて
ある次第でございます。

一議長（石川信義君） 二は、より、質疑を行います。

一三番（大久保一郎君） 矢野労働者からの要求について、ただし

町長から、お天方がおもしろい、要求そのものをします、と、
めいというよりもお天方が、しかし現在の物価上昇
という面からすれば、要求そのものは、決して高い要求ではな
いと思ひます。又資金においても現在の社会情勢や、物価
の増大からして、決して高いものではないと思ひます。か
し町財政の上から考えますと、なかなかおもしろい面もあ
ると思ひます。さういふ点については、十分関係委員
会におろして審議願ひ決定したくないと思ひますが、先程
町長も言われたように、要求そのものは、なかなか至難なこ
とだということをおぼろげ、おぼろげな意見もよく、さうい
うような努力願ひよう関係委員会に付託願ひたいと思
ひます。

一議長（石川信義君）

ほかにありませんか。

（異議なしと呼称者あり）

一議長（石川信義君）

これにて質疑を終わります。

おはかりいたします。本件については建設委員会に付託し、
詳細な審議を願うことといたしたいと思ひますが、これに
異議ありませんか。

（異議なしと呼称者あり）

一議長（石川信義君）

異議なしと決めます。さうな本件について

は建設委員会に付託することと決定いたしました。

一議長（石川信義君）

日程第三契約締結同意方について議案第

五号も議題に供します。局長をして議案の解説を求め
させます。

（町田議会事務局長解説）省路

一議長（石川信義君）

理事者から提案理由の説明を求めます。

一、町役(後崎俊夫君) 議案第五十六号、契約締結についてご説明申しあがります。税務課の事務能率の向上をはかりたいために昭和五年度に徴収係で使用するバイデキス四台、スタンド二台を購入したのであります。本年度は町民税係用としてバイデキスも九名、これは一名五万三千三百円でございますので九台で四十七万八千八百円でございます。スタンドも三台で一台四万二千円でございますので十三万六千円、合計六十六万四千八百円の事務用資費を専断入会費から日本事務器株式会社から購入いたしたいと存じまして本町を援出した次第でございます。本町は、本年度当初予算に計上済みのものでございまして、このバイデキスを購入するのとよりまして、税務課の事務能率は著しく改善されるものがございます。よろしくご審議の上ご可決のほどお願い申し上げます。

一、議長(石川信義君)

これより質疑を行います。

(異議なしと呼称者あり)

一、議長(石川信義君)

これより質疑を続けます。

おはよりいたします。議案第五十六号は、本町とあり、すなわち異議ありませんか。

(異議なしと呼称者あり)

一、議長(石川信義君)

ご異議なしと認めます。さうで、議案第

五十六号は、本町とあり、可決いたしました。

一、議長(石川信義君)

日経第四補助道三号線舗装新設工事について

議案第五十七号を議題に供します。町長として議案の相説をいたさせます。

(町田議会議務局長相説) 省略

一、議長(石川信義君)

町長から提案理由の説明を求めます。

一、助役(川窪金吉君) 議案第五十七号、補助道三号、線鋪装新設工事について説明申しおやます。本工事は能川の七百八十六番地から同じく八百七十六番地迄のござります。これは昭和二十六年度におりて施行いたしたところの中間、二百八十九米ばかりおた鋪装がござる所であったのござります。今日山王橋も竣工いたしたので、こゝに於て、都から補助金の決定が参りおして、従いまして本工事を施行いたしたいと思つておる次第でございます。その延長としては二百八十九米、ゆが六米、鋪装面積が千七百三十四平方メートル、こゝに於て補助道三号線の鋪装が完成するわけがござります。この予算は当初予算に計上されておるわけが、こゝに新たに事業議決をいたしたくということとは、都の補助金関係から改めまして提出申しおやした次第でございますので、よろしくご審議のほどお願ひいたします。

一、議長(石川信義君) ニいより質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

一、議長(石川信義君) こゝに於て質疑を終結いたします。

おはかりいたします。議案第五十七号は原案どおり決するかに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

一、議長(石川信義君) ご異議なしと認めます。さつて議案第五十七号は原案どおり可決いたしました。

一、議長(石川信義君) 日程第五面、座郡青年団協議会共同設置に関する規約を廃止する規約について、議案第五十八号と議題を供します。局長として議案の朗読をいたさせます。

(所用議案事務局長朗読) 省略

一、議長(石川信義君) 理事者から提案理由の説明を求めます。

ます。その前にただいま朗読された米目の文に「昭和年月日」とあります。これは六カ町村で相談された結果、昭和二十七年六月十五日と決まりましたので、さう言うふうに記入願ひたいと思ひます。

西多摩郡の青少年問題協議会は、ご承知のとおり郡内八カ町村の協議によつて昭和二十一年に協同設置して以来、今日に至つてお方のようによつて、去年四月に自治会館で、青少年指導、育成推進大会を開催して以来、都及び関係町村と数回にわたつて青少年問題について協議を重ねた結果、現在の郡全体の区域とする青少年問題協議会とは、ただいま申しあげたように、来る六月十五日限り、これを廃止し、これにかわつて、右町村が単独で新しいものを作るという事とご話合はせたりしたので、郡の青少年問題協議

会とは廃止するということとで本案を提出した次第でございますが、なお新しく関係右町村独自の青少年問題協議会を設置する時期は、ゆさばらうになるかも知れません。本案をご提出申し上げた郡の青少年問題協議会とは廃止するといふ規約案は、六月十五日までに、他の七カ町村におりては、そのご協議会が議決を経たものとごなつておりますので、福生町におきましてこの郡の青少年問題協議会の共同設置規約を廃止するのとご決定をいたさたいと存する次第でございます。

一議長(石川信義君)

これより復疑を行います。

(異議なしと呼ぶ者あり)

一議長(石川信義君)

これにて復疑を終結いたします。

おはのりいたします。議案第五十八号は、原案とあり決する

く、異議ありませんか。

（異議なしと呼称あり）

一議長（石川信義君）

「異議なし」と決まりました。よって議案第五十八号は東京とあり可決いたしました。

一議長（石川信義君）

「議第六福生町青少年問題協議会条例の制定について議案第五十九号も議題に供します。局長として議案の朗読をいたさせます。

（町田議会事務局長朗読） 省略

一議長（石川信義君）

理場者から提案理由の説明を求めます。

一助役（篠崎俊夫君）

議案第五十九号「福生町青少年問題協議会条例の制定について」の説明申し上げます。先く申しあげましたように、青少年育成推進大会の決議に基づき、福生独自の新しい青少年問題協議会の設置についてお示しは、その後鋭意検討を重ね



まして、所管の総務委員会のご意見も拝聴いたしまして、最終

の果がオとありおしかりで、ただいまご議決をいたさしてお

郡全体の青少年問題協議会が廃止となる翌日、七月一日から

町独自の青少年問題協議会を充足させらるべく本案を提出し

た次第でございます。遂条的にご説明しあやますと、第

一条では、福生町の青少年問題協議会は、市町村に所属機関と

して、市町村青少年問題協議会を置くことと定める旨の青少

年問題協議会設置規則に基づいて設置しようとするもので、第

二条は、協議会の任務は三つあること、すなわちその一つは、青少

年問題について調査審議すること、その二は関係行政機関相互

の連絡調整、三は関係行政機関に計する意見、具申をすること

とを法の定めるところによりおしめて明確にいたしなすとして

に、第三条におきましては、協議会の組織を定めようとする

もの、協議会の構成は法律の定めるところにより、町長が会長でございまして、委員は全部で九十五名とすべくおられます。一頃の町理事者五名というのは、これは助役が二名、収入役、総務課長、民生課長を予定しております。二項の町議会議員は全員でございまして、三項の町会長協議会は正副会長三名、次の児童委員は三名、これは全員でございまして、五項は小中学校校長五名、次の各小中学校のP・T・A会長五名、それから婦人会の正副会長四名、青年団正副団長五名、可成保護司十名、これは全員でございまして、十項の警察署の職員五名、これは所長、次長、防犯係長、防犯部長を予定しております。十一項は教育委員五名、これは全員でございまして、十二項は社会教育委員二名、十三項は学識経験者二名、合計九十五名と予定しております。次の第四項は委員

の任期は二年であることと規定し、又次の第五項では協議会に副会長二名を置き、副会長は委員の互選とすることを規定し、してあります。第六項は招集の規定で、又第七項は定足数と決定権に関する規定であり、それから通常のものと違いがございまして、第八項は常任委員会の規定でございまして、青少年問題協議会の重要性から、人数は九十五名という多数の委員で構成されておりますので、協議会活動の円滑化をはかるという意味から、協議会の中に常任委員会を置くこととするものでございまして、委員会は協議会委員の中から任命又は本職である委員、三名以内をもって組織し、委員会は協議会を用くことが困難な時、及び軽易な事項を協議する場合、会長が招集するとし、決定された事項は次の協議会に報告するものとし、又委員会に委員の互選による委員長を置き、

その委員長は委員会を代表し、委員会の議長となつてを規定してあります。次の第九条は協議会の事務を処理するにのめ教育委員会、事務局内、協議会の事務局を置くことを規定してあります。第十条にありては、その条例の施行に必要な事項は市長が定めろつという委任の事項でござります。以上の青少年問題協議会設置法に基く、言ふえは法律の定めろつとこのように町の条例で設置法に基く制定しようとするもので、ご参考をすべく申しあげますと、福生町青少年問題協議会及びその他の機関に属する要綱を配布申しあげました。その内、青少年問題協議会と一体となり、協議会活動に強力に推進していただく事をすための各町会ごと、委員などないし、その程度をもつて構成する地区委員会を自主的に結成していただく事として、なお青少年問題協議会と、その五地区委員会との間の連絡

調整をすための連絡委員会ありは、警察を中心として、青少年問題に属する専門職員の子をもつて構成する補導連絡会、その内関係者全員をもつて構成する青少年問題協議会全体会等、要綱に記載されておりますとあり、可急的求やその設置する予定に属する次第でござります。なお青少年問題協議会に属する補助として、基本的には都から年額四万八千円が属するが、事業費として人権費や会議費を除いた額の四割が補助される予定で、都とも話合いかつておる次第であります。以上よろしくご審議の上、ご可決あらんことをお願い申しあげ次第でございます。

議長 石川信義君

二より質疑を行います。

三番 大久保一郎君

大体来項の内各について、はわかりませんが、青少年問題協議会について、もう少し詳しく説明願ひたいと思ひ

ます。

一 警長(橋本五郎君) 本件に對し、こういうことは議員三人にわかり
いたさうなという点だけを申しあげます。その案例そのものの
ついて、基本的な措置として、町にこうした案例のふきまいて、
實際問題としては、先程ご配布した資料を見てもいただきたいと
思いますが、青少年問題協議会にしても、基本的な構想という
ものが理事層でもあつたが、こうした機構は町民全体のものだ
であり、町民からの意見も十分尊重していかさなければならぬとい
うこと、又地区の問題とか、さらに小さく一人一人の問題として取り
上げなければならぬということ、又町にあら各種の機関と
地元の相互の理解と連絡をとつていかなければならぬとい
うこと、あるいはこうした機構は人事を取り扱うものであり、最も慎重
にやらなければならぬわけで、實際の効果もよさなければ

こうした案も空文に終つてしまふのはなかつたかという
点も感じられるわけがござります。青少年問題協議会を中
として委員会がなくては、青少年問題協議会の下に常任委
員会、それから連絡委員会、地区委員会、さらに専門委員会、
それから衛生警察署の補導連絡会議、又青少年問題協議会
の全体会等があるわけがござります。私も最もこの問題を
取り扱う上で大切なことは、各五町内にある地区委員会とい
うのは町民と密接な関係があり、問題の発見とその解決のためと
か、あるいは又反映させていかなければならないという大きな使命をも
つてあつたが、地区委員会と常任委員会との間に連絡会議を設
け、又専門的に研究し調査しなければならぬという場合は、連
合委員会を設けて対策を立てなければならぬということと、専
門委員会を作つたわけがござります。又こうした関係者が青少

年問題協議会より全体会というものを設け、そこで青少年問題の経過を報告し、一般の世論も聞かなければならないのだから、さうした会議を用ひなければならず、又青少年問題等の活動は、實際には地区委員会や町会などによりなされてゐるのだから、研究して、みなければならぬと思ひますが、こうした機構によつて委員会が、大々的になりますのだから、一つ一つについて細かい規則を作り出すと、非常に繁雑になりますと、活動に支障をきたしますのだから、こゝらと統合し、衛生所青少年問題協議会、及びその他の機関に関する要綱として一括しておろす方がよいとします。

一、議長（石川信義君）

二、三々復疑を融結いたします。

おはかりいたします。議案第五十九号は原案とあり決すろ
く之を異議を有せんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

福生町議会

一、議長(石川信義君)

「異議なし」と認めます。よつて議案第五

十九号は京菓とあり可決いたした。

一、議長（石川信義君）

二二 暫時休憩します。

午前十時三十八分休憩

午前十時五十分開議

一、議長（石川信義君）

休題前以引之曉之會議古用之事。

且、種第七特別会計の設立について議案第六十号を議題に供し
ます。局長として議案の説明を以てさせます。

町田議會事務局長前就(省略)

一、議長石川信義君

理事者より提案理由の説明を求めます。

助役(篠崎俊夫)

議案第六十号 特別会計の設立について 説明

を申しあゆまふ。本年度から実施し、福生第一小学校、防音工事につきましては、経費の大半を補助金で賄うところから